5. 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費(一般会計)

(歳入)

• 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

64,470千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

369,464千円

(単位:千円)

				財	源 内	訳	<u></u> • 111/
事 業 名		経 費	特		源	一般	財源
			国(県) 支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	32, 228	16, 392			4, 919	10, 917
	児 童 手 当	63, 690	55, 557			2, 526	5, 607
	障害者自立支援事業	83, 750	52, 189			9, 804	21, 757
	子ども子育て支援交付金事業	20, 104	14, 369			1, 781	3, 954
	小 計	199, 772	138, 507	0	0	19, 030	42, 235
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	36, 318	21, 376			4, 642	10, 300
	後期高齢者医療広域連合負担金	36, 355				11, 293	25, 062
	介護給付費繰入金	69, 402				21, 558	47, 844
	介護保険地域支援事業繰入金	9, 231				2, 867	6, 364
	小 計	151, 306	21, 376	0	0	40, 360	89, 570
保健衛生	地域医療連携事業	4,000				1, 242	2, 758
	母 子 保 健 事 業	5, 291	2,008			1,020	2, 263
	(がん)疾病予防対策事業	9, 095	22			2, 818	6, 255
	小 計	18, 386	2,030	0	0	5, 080	11, 276
合 計		369, 464	161, 913	0	0	64, 470	143, 081

^{※「}社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉(身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉)である。

^{※「}社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

^{※「}保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。